

使用貸借契約書

- | | |
|---------|---|
| 1 設置場所 | 津市森町5008番地14
津市中央学校給食センター |
| 2 内容 | 津市中央学校給食センター厨房設備等の使用貸借
別紙1「厨房備品類リスト」のとおり |
| 3 貸借の期間 | 令和8年8月1日から令和11年7月31日まで |

貸主津市（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、津市中央学校給食センター厨房設備等の使用貸借契約について、下記の条項により、契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、厨房備品類リスト（別紙1）に記載する給食設備等（以下「給食設備等」という。）の使用貸借を行うものである。甲は、乙に給食設備等を無償で貸し付け、乙はこれを甲から借り受けるものとする。

（貸借期間）

第2条 貸借期間は、令和8年8月1日から令和11年7月31日までとする。

（条件付解除条項）

第3条 甲は、前条の貸借期間中であっても、別に甲と乙が契約する津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託契約が解除された場合は、この契約を解除する。

（契約対象物件等）

第4条 使用貸借契約の対象となる給食設備等は、厨房備品類リスト（別紙1）及び津市中央学校給食センター厨房設備等配置図（別紙2）のとおりとする。

（給食設備等の管理）

第5条 乙は、この契約及び甲の指示に従い、給食設備等を善良な管理者の注意をもって使用し、給食設備等の設置場所については、良好な環境を保持するものとする。

（使用の目的）

第6条 乙は、貸借する給食設備等は、甲が必要と認める場合を除き、津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務に使用し、その他の用途には一切使用してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（監督）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、指示その他の方法により給食設備等の使用状況を監督することができる。

（給食設備等の原状変更）

第9条 乙は、給食設備等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- 2 乙は、貸借物件を返還するときは、原状に回復して甲に承認を受けなければならない。

（検査等）

第10条 給食設備等の引渡し及び返還は、貸付開始日及び終了日又は第15条及び第15条の2の規定により解除された日に、甲、乙立会いのもとで行うものとする。

2 甲は、乙から給食設備等の引渡し又は返還を受けたときは、完了後10日以内に給食設備等の状況を検査し、適合すると認めるときは、その旨を乙に通知するものとする。

3 前項の検査の結果、給食設備等の規格、性能、使用、機能等に不適合又は不完全及びその他不適当な事象があった場合は乙に通知し、乙は誠意をもってこれに対処する。

(点検等)

第11条 乙は、給食設備等の使用に当たっては、善良な管理者の注意をもって定期的な点検を行わなければならない。

2 乙は、給食設備等を学校給食の調理並びに保健及び安全について規定する関係法令等に従い、清潔に保たなければならない。

3 乙は、給食設備等の瑕疵を発見した時は、直ちに甲に報告しなければならない。

(事故報告)

第12条 乙は、給食設備等の使用に当たって、事故が発生したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(修理)

第13条 乙は、給食設備等に修理等の必要が生じたときは、甲に報告し、甲がその必要性を認めるときは、甲の負担により修理を行うものとする。ただし、乙の責に帰する原因による場合は、乙の負担により修理を行うものとする。

2 給食設備等の修理費が30,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）以内のものについては、乙がその責任と負担により、修理を行うものとする。

3 甲が原材料を提供し、給食設備等の原状回復を求める場合は、乙は可能な限り部品交換、修理等を行うものとする。

(貸借業務の内容の変更等)

第14条 甲は、この契約の締結後の事情により必要があると認めるときは、給食設備等の内容を変更し、又は給食設備等の使用を一時中止することができる。

(貸主の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約及び甲の指示に違反したとき。

(2) 給食設備等の使用方法が不適当と認められるとき。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる事項に該当したとき。

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、

又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。) 又は暴力団関係法人等 (暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。) であると認められるとき。

- (2) 乙の役員等 (乙が、法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。) が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等 (以下「暴力団等」という。) であると認められるとき。
 - (3) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 乙又は乙の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき (友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。)。
 - (6) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき (暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。)。
 - (7) 乙又は乙の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
 - (8) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 乙が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合 (第8号に該当する場合を除く。) に、甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (10) 乙が、津市の発注する契約等に關し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は貸人への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(損害賠償)

第17条 乙は、給食設備等の使用に当たり、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰す

る場合は、この限りでない。

2 天災その他不可抗力によって生じた損害については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第18条 この契約を実施するために必要な書類等の作成に必要な費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

貸主（甲） 津市西丸之内23番1号
津市
津市長 前葉泰幸

借主（乙）